

社員研修などにご活用ください！

○社会人向け消費生活出張講座

消費生活相談員が皆さんの職場などへ出向いて講座を行います。(実施無料)

【内容例】

- ・契約、クーリング・オフの基礎知識
- ・社会人に多い消費者トラブル
- ・多重債務・クレジットカードのしくみ など

【申し込み要領】

- ・対象 鹿児島市内の企業や団体
- ・講座時間 30～90分程度（希望に応じて調整可能）
- ・申し込み 実施希望日の1か月前までに、消費生活センター（TEL099-258-3611）へお電話ください。



社会人研修の様子

ABC消費者情報ネットかごしまに登録しませんか？

○『A(悪質商法)B(撲滅)C(シティ)消費者情報ネットかごしま』とは

悪質商法の被害情報、契約等のトラブル情報、消費生活に関する身近な情報や最新のお知らせなどをメールで配信します。(登録・情報料無料)

○配信回数

月1回程度の定時配信及び臨時配信を行います。

○配信の申し込み

abcnet@mail.city.kagoshima.lg.jp に空メールを送信するか、右の二次元バーコードを読み取って登録手続きを行ってください。



【ABC消費者情報ネットかごしまバックナンバー例】

- vol.111 利用した覚えがない「有料動画サイト利用料」の請求にご注意！
- vol.110 ネット通販のトラブルにご注意を！
- vol.109 医療費などの還付金詐欺にご注意を！
- vol.108 買取業者の訪問に応じたところ…不用品買取のはずが貴金属の買取に！
- vol.107 防災センターを名乗り、防災グッズを送るという電話にご注意を！
- vol.106 「消費者トラブル解決」をうたう探偵業者にご注意を！

悪質商法や契約トラブルにあわないためには、常に新しい情報を集めることが大切です。
消費者問題に興味のある方、高齢者・障害者・若年者の見守り者の方ぜひご登録ください！

リサイクル適性の表示：紙へリサイクル可

くらしステップアップ

消費者問題に関する2016年の10大項目

国民生活センターでは、毎年、消費者問題として社会的注目を集めたものや消費生活相談が多く寄せられたものなどから、その年の「消費者問題に関する10大項目」を選定し、公表しています。2016年は、情報通信関連の相談が多く寄せられる年となりました。

鹿児島市においても、インターネット関連の相談、特に高齢者の方からの相談が多く寄せられています。

2016年の10大項目

- ◆情報通信関連の相談が多数 高齢者からの相談内容にも変化が
- ◆大規模な自然災害が多発 給湯器の貯湯タンクが転倒する事故も
- ◆電力小売の全面自由化がスタート 便乗商法の相談が寄せられる
- ◆インターネットを利用した詐欺的商法 怪しい投資話も後を絶たず
- ◆消費生活に関わる重要な法律が次々と改正
- ◆消費者裁判手続特例法がスタート 消費者の新たな被害救済制度として期待
- ◆成年年齢引き下げに関する議論が加速 18歳～19歳の消費者をどう守るか
- ◆自動車メーカーの燃費データ不正発覚など 消費者の不信感が強まる
- ◆食品の表示制度について議論が始まる
- ◆絶えず起こる子どもの事故 事故防止に向けてさらなる取り組みの動き



※出展：独立行政法人国民生活センター 詳しくはホームページ(<http://www.kokusen.go.jp/>)をご覧ください。

鹿児島市消費生活センター

相談電話 099-252-1919 (月～金曜日 9時～17時15分)

消費者ホットライン

相談電話 188 (土・日・祝日 10時～16時)

※平日は、最寄りの消費生活相談窓口へ接続されます。

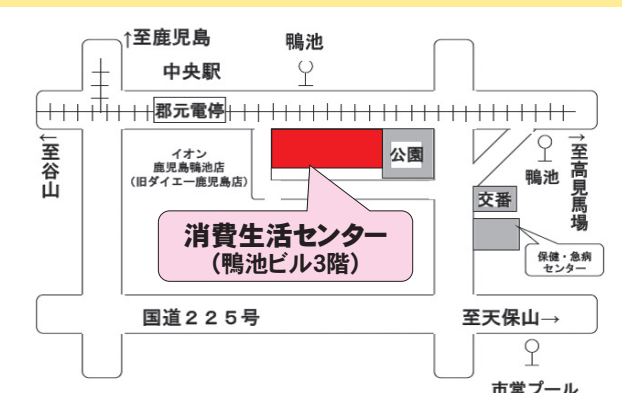
〒890-0063

鹿児島市鴨池二丁目25-1-31

TEL 099-258-3611

FAX 099-258-3712

ホームページ <http://www.city.kagoshima.lg.jp/>



衣類の「洗濯表示」が変わりました！

平成28年12月から、衣類の「洗濯表示」が海外と同じものに変更されました。

新しい洗濯表示は、記号の種類が以前の22種類から41種類に増え、繊維製品の取扱いに関するきめ細かい情報が提供されるようになりました。



1 新しい「洗濯表示」のポイント

「基本記号」と、「付加記号」や「数字」の組合せで構成されます。

| 5つの基本記号 | 強さ | 温度 | 禁止 |
|------------------------------------|--|--|----|
| 家庭洗濯 漂白 乾燥 アイロン クリーニング | 線無し 通常の強さ 一 弱い 二 非常に弱い 「線(-)」が増えるほど弱くなります | <記号によるもの> 「・」 「··」 「···」 低 → 高 <数字によるもの> (例) 上限温度を表します。 | |

2 新しい「洗濯表示」の記号と意味

| 洗濯のしかた | クリーニングの種類 |
|--|--|
| 家庭洗濯(洗濯機洗い、手洗い)ができます。記号の中の「数字」は洗濯液の上限温度です。「一」は「線なし」よりも弱く、「二」は更に弱い洗濯機での洗い方です。 「手洗い」をします。洗濯液の上限温度は40℃です。 家庭での洗濯はできません。 | ドライクリーニングができます。 ① ◆パークロロエチレンなどの溶剤を使用します。 ② ◆石油系溶剤を使用します。 ドライクリーニングはできません。 ウェットクリーニングができます。 ウェットクリーニングはできません。 |
| 漂白のしかた | アイロンのかけかた |
| 塩素系漂白剤や酸素系漂白剤で漂白ができます。 酸素系漂白剤のみが使えます。 漂白剤は使えません。 | アイロンを掛けることができます。「点(・)」はアイロンの底面温度の上限を表します。「··」は200℃(高温)、「···」は150℃(中温)、「·」は110℃(低温)までです。 アイロンは掛けられません。 |
| 乾燥のしかた | |
| 家庭でタンブル乾燥ができます。「点(・)」は乾燥温度を表します。「··」はヒーターを「強」などに設定します。「·」はヒーターを「弱」などに設定します。 タンブル乾燥はできません。 | つり干しします。 平干しします。 陰干しします。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 四角の中の「!」「-」は脱水後、「!!」「==」は脱水せず(絞らず)に干します。 </div> |

詳しくは消費者庁ホームページをご覧ください。
 (http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/household_goods/laundry_symbols.html)



相談コーナー

〈事例1〉ショッピングセンターなどでのモバイル通信契約は慎重に！

相談内容

5日前、ショッピングセンターの通路で、「モバイル通信が安いですよ。タブレットも無料で差し上げます。」と声をかけられ、近くの仮設コーナーで説明を受けた。2年継続が条件で、通信料が月額5千円、ルーターの分割代金は通信料を値引きするので実質無料と勧められ契約をした。契約書を読むと、「中途解約時は解約料と端末代金の残金を一括払い」となっている。初期契約解除制度で解約したいが、ルーターも解約できるだろうか。(30歳代女性)



処理結果

センターから通信会社に問い合わせたところ、キャンペーン会場での契約なので、自社のクーリング・オフ規定を適用し、無条件解約するとの回答がありました。解除通知を出し、商品を返送するよう助言しました。

アドバイス

- 電気通信事業法では、一定の範囲の電気通信サービスの契約について、契約書面の受領日から8日間以内であれば通信契約を解除できる「初期契約解除制度」があります。ただし、通信サービスと一緒に販売されたルーターなどの端末は、原則解除されません。
- 訪問販売の場合は端末もクーリング・オフできますが、イベント会場などは一定の条件を満たせば店舗とみなされる場合もあり、解約できるとは限りません。
- その場の雰囲気に関わらずに、通信環境や、契約内容を検討するなど慎重な契約が必要です。

〈事例2〉新聞購読の契約をしたけれど…

相談内容

高齢で一人暮らしをしている母親宅に読まれていない新聞が積んであるのに気が付いた。半年ほど前、訪問した勧誘員に頼まれ、断りきれずに新聞購読の契約をしたらしい。景品は受け取ったが契約書面を受け取ったかよく覚えていないと言う。老眼の母親には小さい文字を読むことが難しいので、販売店に解約を申し出ると、1年間の購読契約をしているので解約には応じられないと言う。納得できない。(50歳代女性)



処理結果

販売店で契約書を確認してもらったところ、書面には本人の署名があったということでした。そのうえで、相談者、本人から事情を伝え交渉したところ、購読期間を6ヶ月に短縮できました。

アドバイス

- クーリング・オフ期間を経過した契約については一方的には解約ができません。自主規制である「新聞購読契約についてのガイドライン」では、威圧、不実告知、判断不十分者への不適切な勧誘があった場合、販売店は解約の申し出に応じなければならないとされています。
- 景品につられて長期の契約や先の契約をしないようにしましょう。
- 契約をしないとの意思を示した人には勧誘をしてはならないことになっていますので、今後の勧誘を断りたい場合は申し出をしておきましょう。